

新型コロナウイルス感染症患者等の移送に関する協定について

当消防本部は、都道府県の業務である新型コロナウイルス感染症患者等の移送に関し、管内において新型コロナウイルス感染症患者が発生した際に、迅速かつ適切に対応するため、下記のとおり静岡県（以下「県」という。）と協定を締結しました。

今後も、当消防本部では、住民の皆様の安全・安心のため、新型コロナウイルス感染症に対し、県と連携し円滑な対応を進めてまいります。

記

1 協定締結日

令和3年1月13日（水）

2 協定の概要

医療的処置（酸素吸入、心電計による観察等）が必要な場合や、同時に多数の患者が発生し、保健所（県）だけでは移送できない場合に、県からの要請に応じて、新型コロナウイルス感染症の陽性者及び疑似症患者を医療機関への移送に協力するもの。



駿東伊豆消防本部 警防部 救急課

電話 055-920-9111

Email fd-kykyu@suntoizu119.jp

